



いじめ防止対策推進法に基づく
学校いじめ防止基本方針

2018 2.20 改定

1 いじめの防止等に関する基本的な対応

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 地域や家庭との連携
- (5) 関係機関との連携
- (6) 重大事態への対処

2 重大事態発生時の対応

3 校内生徒指導体制

所沢市立明峰小学校



いじめ防止対策推進法に基づく 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な対応

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者及地域がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ撲滅に向けた新たな考え方でいじめ問題の対策を講じる必要もあります。

そこで、本校では、生徒指導委員会が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやふざけ合い、いじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学年や学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成させるようにすることが必要です。また、東日本大震災の被災児童に対しても風評被害等にあわせないように組織的に対応が必要である。

(1) いじめの防止

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員を活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組をします。

①集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。

②「子どもの人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子どもの人権」について啓発します。

③道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

④情報モラル講習会の充実

健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童、保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

(2) いじめの早期発見

①定期的ないじめの実態把握と校内における対応

年間を通して定期的に「なかよしアンケート」を実施し、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握します。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図ります。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

②教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国生徒指導ハンドブックNew! s」を活用して校内でのいじめに関する研修を実施するとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図ります。

(3) いじめへの対処

①いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。

②教育相談の充実

○児童が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり、児童生徒が相談する時間帯や場所などを工夫し、児童生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。

○多面的な生徒指導体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会・ケース会議に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

③いじめる側の児童への実効性のある指導

○毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応します。

○保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。

④児童の主体的な活動の促し

小学校の児童会において、児童が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導します。

また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導しま

(4) 地域や家庭との連携

①保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

本校の学校生活の様子やいじめ防止についての方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、学校応援団（PTA・後援会・学校地域連絡会・防犯や図書などのボランティアスタッフ等）と連携した児童の見守りに取組みます。なお、安全安心支部会議年3回実施をし、中学校区におけるいじめや生徒指導についても対応する。

②校種間及び関係機関との一層の連携

入学・卒業時等における的確な情報伝達

幼稚園・保育園から小学校入学にあたり、情報交換の場を設け学校生活へのスムーズな接続を心がけます。また、小・中一貫教育・小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。

(5) 関係機関との連携

①子ども関連機関や各専門機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、こども支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との情報共有を継続的に行います。

(6) 重大事態への対処

①重大事態の報告

○重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

②調査の実施

○拡大生徒指導委員会を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

③調査結果の提供及び報告

○いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

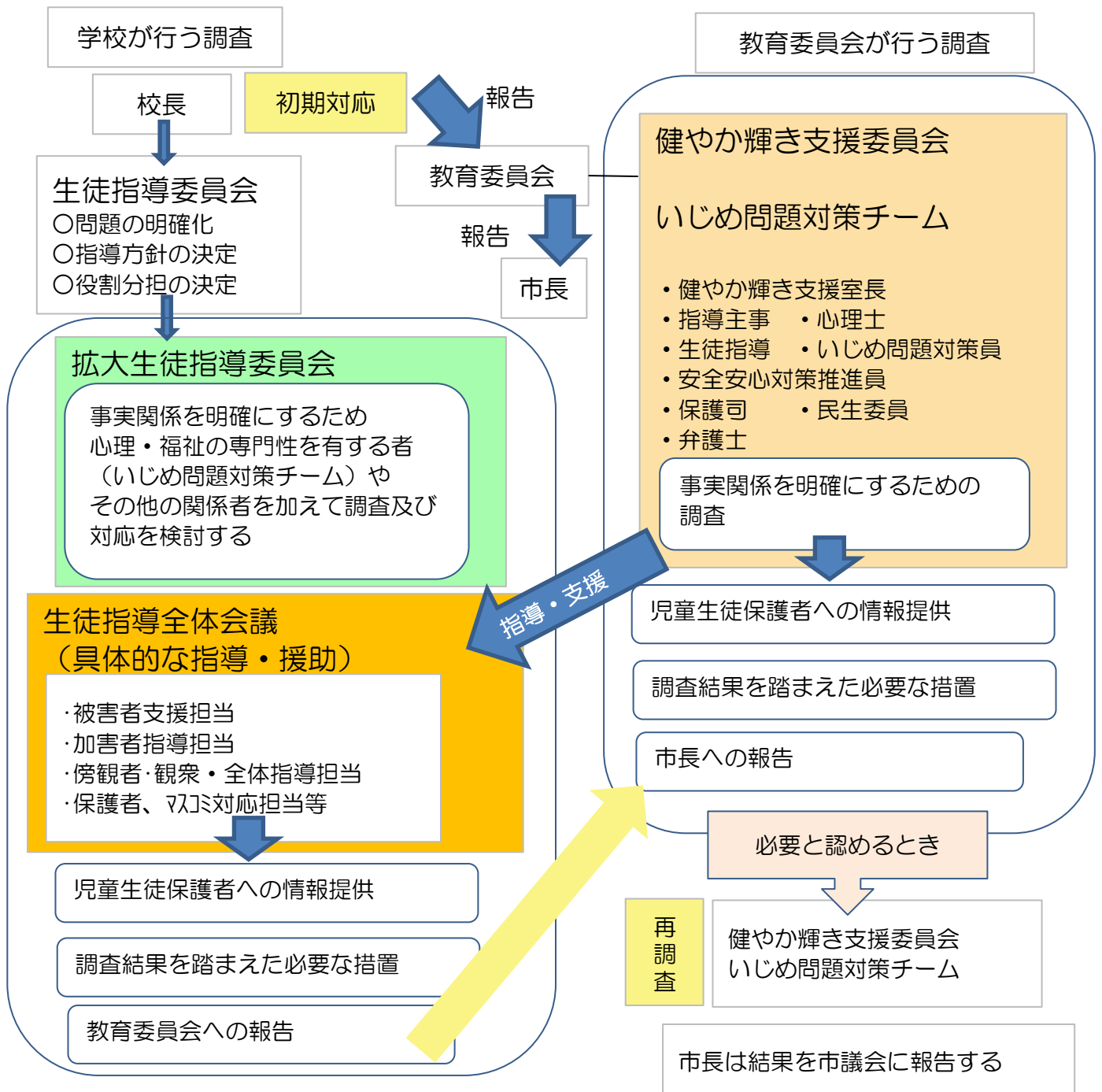
○調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。

2 重大事態発生時の対応

想定される重大事態（第28条に規定するもの）

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合



3 校内生徒指導体制

生徒指導委員会(校長・教頭ほか12名)
いじめ防止対策推進委員会を兼務

生徒指導領域

生徒指導主任・体育主任・安全主任

非行問題行動事例→司法・福祉機関連携

(学校生活全般のルールの定着) (学習離脱)

(いじめ・暴力・万引き等)

特別活動領域

教務主任・特別活動主任・道徳主任
人権教育主任・総合的な学習の時間主任
より良い学校生活→積極的な生徒指導

(学校行事や児童会活動での取り組み)

(道徳教育・学級会活動・学級指導)

教育相談領域

教育相談主任・学校保健主任・保健主事
特別支援教育主任(コーディネーター)

学校不応事例

→外部相談機関・医療機関連携

(不登校・児童虐待・医療機関連携)

警察署
児童相談所
健やか輝き支援室

各専門病院
医療機関

教育センター相談室
適応指導教室
就学支援委員会
子ども支援課
通級指導教室
市専門家チーム

拡大生徒指導委員会

さらに全教職員

生徒指導全体会議